⑵　申請書の提出方法　申請者は、申請書に○○・○○設計共同体協定書（４⑷の条件を満たすものに限る。）の写しを添付し、持参又は郵送（書留郵便に限る。受領期限までに必着。）により提出すること。
提出場所：〒812―0013 福岡市博多区博多駅東２―10―７　九州地方整備局総務部契約課調査係　電話092－471－6331（内線2521、2522）
⑶　申請書等の作成に用いる言語　申請書及び添付書類は、日本語で作成すること。
４　設計共同体としての資格及びその審査
次に掲げる条件を満たさない設計共同体については、設計共同体としての資格がないと認定する。それ以外の設計共同体については、「競争参加者の資格に関する公示」（令和４年10月３日付け国土交通省大臣官房会計課長、国土交通省大臣官房官庁営繕部管理課長。以下「令和４年10月３日付け公示」という。）６（測量・建設コンサルタント等業務）の⑴から⑷までに掲げる項目について総合点数を付与して設計共同体としての資格があると認定する。
⑴　組合せ　構成員の組合せは、次の条件に該当する者の組合せとするものとする。
①　予算決算及び会計令（昭和22年勅令第165号）第98条において準用する第70条及び第71条の規定に該当しない者であること。
②　九州地方整備局（港湾空港関係を除く）における令和５・６年度土木関係建設コンサルタント業務に係る一般競争（指名競争）参加資格の認定を受けていること。
③　参加表明書の提出期限の日から見積書開封の日までの期間に、九州地方整備局長から地方支分部局所掌の建設コンサルタント業務等に関し指名停止等を受けていないこと。
④　警察当局から、暴力団員が実質的に経営を支配する業者又はこれに準ずるものとして、国土交通省発注の建設コンサルタント業務等からの排除要請があり、当該状態が継続している者でないこと。
⑤　令和４年10月３日付け公示５（測量・建設コンサルタント等業務）の①から⑤までに該当しない者であること。
⑵　業務形態
①　構成員の分担業務が、業務の内容により、○○・○○設計共同体協定書において明らかであること。
②　一の分担業務を複数の企業が共同して実施することがないことが、○○・○○設計共同体協定書において明らかであること。
⑶　代表者要件　構成員において決定された代表者が、○○・○○設計共同体協定書において明らかであること。
⑷　設計共同体の協定書　設計共同体の協定書が、「建設コンサルタント業務等における共同設計方式の取扱いについて」（平成10年12月10日付け建設省厚契発第54号、建設省技調発第236号、建設省営建発第65号）の別紙１に示された「○○・○○設計共同体協定書」によるものであること。
５　一般競争（指名競争）参加資格の認定を受けていない者を構成員に含む設計共同体の取扱い
４⑴②の認定を受けていない者を構成員に含む設計共同体も２及び３により申請をすることができる。この場合において、設計共同体としての資格が認定されるためには４⑴②の認定を受けていない構成員が４⑴②の認定を受けることが必要である。また、この場合において、４⑴②の認定を受けていない構成員が、当該業務に係る技術提案書の提出期限までに４⑴②の認定を受けていないときは、設計共同体としての資格がないと認定する。ただし、２②による場合は、特定通知を受けるまでには設計共同体としての資格の認定を受ける必要がある。
６　資格審査結果の通知
「競争参加資格認定通知書」により通知する。
７　資格の有効期間
６の設計共同体としての資格の有効期間は、設計共同体としての資格の認定の日から当該業務が完了する日までとする。ただし、当該業務に係る契約の相手方以外の者にあっては、当該業務に係る契約が締結される日までとする。
８　その他
⑴　設計共同体の名称は、「令和５年度浸水センサデータ収集提供・効果検証業務○○・○○設計共同体」とする。
⑵　当該業務に係る特定手続に参加するためには、技術提案書の提出の時において、設計共同体としての資格の認定を受け、かつ、当該業務の「公募型プロポーザル方式に係る手続開始の公示（建築のためのサービスその他の技術的サービス（建設工事を除く））」（令和５年３月24日付け支出負担行為担当官　九州地方整備局長）に示すところにより技術提案書の提出者として選定されていなければならない。ただし、２②による場合は、特定通知を受けるまでには設計共同体としての資格の認定を受ける必要がある。

招　請

意見招請に関する公示

次のとおり調達物品の仕様書案の作成が完了しましたので、仕様書案に対する意見を招請します。
令和５年３月24日
経理責任者
独立行政法人国立病院機構本部
総務部長　坊野　静成
◎調達機関番号　597　◎所在地番号　13
１　調達内容
⑴　品目分類番号　71、27
⑵　購入等件名及び数量　次期国立病院機構総合情報ネットワークシステム（HOSPnet）のうち財務会計システムに関する導入及び運用保守業務　一式
２　意見の提出方法
⑴　提出手段　郵送又は電子メール
⑵　意見の提出期限　令和５年４月24日17時00分　必着
⑶　宛先　〒152―8621 東京都目黒区東が丘２－５―21　独立行政法人国立病院機構本部　情報システム統括部　ＩＴ企画課　情報企画係　宛　電話03―5712―5130
E-mail　700-jyohokikaku@mail.hosp.go.jp
（判別のため、メールの件名は【「次期国立病院機構総合情報ネットワークシステム（HOSPnet）のうち財務会計システムに関する導入及び運用保守業務　一式」への意見】としてください。）
⑷　提出様式　仕様書案の交付を行った事業者の連絡先宛におってメール送付する。
３　仕様書案の交付
⑴　交付期間　令和５年３月24日から令和５年４月24日まで。
⑵　交付時間　９時30分から17時00分まで。
⑶　交付場所　上記２⑶に同じ。
４　Summary
⑴　Classification of the products to be procured : 71, 27
⑵　Nature and quantity of the products to be purchased : Next HOSPnet financial accounting system introduction and maintenance commissions 1 set
⑶　Time-limit for the submission of the comments : 17 : 00, April 24, 2023
⑷　Contact point for the notice : Section, IT Planning Division, Information Technology Department, National Hospital Organization Headquarters, 2―5―21 Higashigaoka Meguro-ku Tokyo 152―8621, Japan. TEL 03―5712―5130
E-mail　700-jyohokikaku@mail.hosp.go.jp

意見招請に関する公示

次のとおり調達物品の仕様書案の作成が完了しましたので、仕様書案に対する意見を招請します。
令和５年３月24日
経理責任者
独立行政法人国立病院機構本部
総務部長　坊野　静成
◎調達機関番号　597　◎所在地番号　13
１　調達内容
⑴　品目分類番号　71、27
⑵　購入等件名及び数量　次期国立病院機構総合情報ネットワークシステム（HOSPnet）のうち業務報告システムに関する導入及び運用保守業務　一式
２　意見の提出方法
⑴　提出手段　郵送又は電子メール
⑵　意見の提出期限　令和５年４月24日17時00分　必着